第二十八条第二項中「若しくは特定粉じん排出等作業」を「、特定粉じん排出等作業若しくは水銀排出施設」に、「若しくは粉じん」を「、粉じん若しくは水銀等」に改める。

第二十八条の二第一号中「第十八条の十九」の下に「、第十八条の二十六、第十八条の二十九第二項」を加え、同条第二号中「及び第十五条の二第一項」を「、第十五条の二第一項及び第十八条の二十九第一項」に改める。

第二十九条中「又は特定粉じん」を「、特定粉じん又は水銀等」に改める。

第三十条中「揮発性有機化合物」の下に「、水銀等」を、「関する研究」の下に「及び国際協力」を加える。

第三十二条中「並びに」を削り、「条例」を「水銀排出施設について、その水銀排出施設に係る水銀等以外の物質の大気中への排出に関し、並びに水銀排出施設以外の水銀等を大気中に排出する施設について、その施設に係る水銀等の大気中への排出に関し、条例」に改める。

第三十三条中「又は第十八条の十一」を「、第十八条の十一、第十八条の二十六又は第十八条の二十九第二項」に改める。

第三十四条第一号中「又は第十八条の十五第一項」を「、第十八条の十五第一項、第十八条の二十三第一項又は第十八条の二十五第一項」に改める。

第三十五条第一号中「又は第十八条の七第一項」を「、第十八条の七第一項又は第十八条の二十四第一項」に改め、同条第二号中「又は第十八条の九」を「、第十八条の九又は第十八条の二十七」に改め、同条第三号中「第十六条」の下に「又は第十八条の三十」を加える。

第三十六条中「前四条」を「第三十三条から前条まで」に改める。

第三十七条中「又は第十八条の十三第二項」を「、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（租税特別措置法の一部改正）

第三条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九十条の十二第一項第三号中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。

（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の一部改正）

第四条　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号及び第五号中「第二条第九項」を「第二条第八項」に改める。

経済産業大臣　宮沢　洋一
環境大臣　望月　義夫
内閣総理大臣　安倍　晋三

水銀による環境の汚染の防止に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年六月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第四十二号

水銀による環境の汚染の防止に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　水銀等による環境の汚染の防止に関する計画（第三条）
第三章　水銀鉱の掘採の禁止（第四条）
第四章　水銀使用製品の製造等に関する措置（第五条―第十八条）
第五章　水銀等を使用する製造工程に関する措置（第十九条）
第六章　水銀等を使用する方法による金の採取の禁止（第二十条）
第七章　水銀等の貯蔵に関する措置（第二十一条・第二十二条）
第八章　水銀含有再生資源の管理に関する措置（第二十三条・第二十四条）
第九章　雑則（第二十五条―第三十条）
第十章　罰則（第三十一条―第三十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、水銀が、環境中を循環しつつ残留し、及び生物の体内に蓄積する特性を有し、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であることに鑑み、国際的に協力して水銀による環境の汚染を防止するため、水銀に関する水俣条約（以下「条約」という。）の的確かつ円滑な実施を確保するための水銀鉱の掘採、水銀使用製品の製造等、特定の製造工程における水銀等（水銀及びその化合物をいう。以下同じ。）の使用、水銀等を使用する方法による金の採取、特定の水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理の規制に関する措置その他必要な措置を講ずることにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）その他の水銀等に関する規制について規定する法律と相まって、水銀等の環境への排出を抑制し、もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「水銀含有再生資源」とは、水銀等又はこれらを含有する物（環境の汚染を防止するための措置をとることが必要なものとして主務省令で定める要件に該当するものに限る。）であって、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約附属書ⅣＢに掲げる処分作業がされ、又はその処分作業が意図されているもの（廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）のうち有用なものをいう。

2　この法律において「水銀使用製品」とは、水銀等が使用されている製品をいい、「特定水銀使用製品」とは、水銀使用製品のうちその製造に係る規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

第二章　水銀等による環境の汚染の防止に関する計画

第三条　主務大臣は、水銀等による環境の汚染の防止に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、あわせて条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定するものとする。

2　前項の計画において定める事項は、次のとおりとする。

一　水銀等による環境の汚染を防止するための基本的事項

二　水銀等による環境の汚染を防止するために国、地方公共団体、事業者及び国民が講ずべき措置に関する基本的事項

三　その他条約の的確かつ円滑な実施を確保するための重要な事項

3　主務大臣は、第一項の計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中央環境審議会及び産業構造審議会の意見を聴かなければならない。

4　主務大臣は、第一項の計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。